

事務連絡
令和2年4月27日

西宮市指定共同生活援助事業者
西宮市指定障害者支援施設 各位

西宮市生活支援課長
西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染症への対応に係る共同生活援助事業所及び障害者支援施設における臨時的なサービス提供の取扱いについて

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日示された厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」を踏まえ、共同生活援助事業所及び障害者支援施設の利用者に対する臨時的なサービス提供について、本市における取扱いは別紙のとおりとさせていただきます。

ご確認の上、対応をよろしく申し上げます。

【問い合わせ先】
西宮市 生活支援課
電話：0798-35-3130
西宮市 法人指導課
電話：0798-35-3423

(別紙) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る共同生活援助事業所及び障害者支援施設における臨時的なサービス提供の取り扱いについて

1 対象サービス

共同生活援助、施設入所支援

2 利用者の自宅におけるサービス提供について

(1) 利用者の自宅におけるサービス提供の要件

厚生労働省の事務連絡において、「グループホーム、障害者支援施設及び障害児入所施設の利用者が、感染防止の観点から自宅に戻って生活する場合」に、「グループホーム、障害者支援施設及び障害児入所施設の職員が訪問や電話等によるできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合」には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能とされています。

本市においては、グループホーム及び障害者支援施設の職員が自宅への訪問、電話その他の方法により利用者の健康状態の確認、サービス種別に応じた相談支援を実施し、その提供日時、サービス提供内容等について記録を行った場合に、報酬請求の対象とすることとします。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者の家族の希望等により自宅において生活する場合のほか、事業者が自宅で受け入れが可能な利用者に自宅での生活をお願いする場合も考えられますが、その場合の支援の提供にあたっては以下の点にご留意下さい。

- ・利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得ること。
- ・家族の支援等により自宅での受け入れが可能であることを確認すること。

(2) 利用者の自宅におけるサービス提供時の加算について

ア 基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について

新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮した上で、従前の（新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく）加算を算定することが可能です。

※算定可能である加算の例

| サービス名 | 加算名 |
|--------|------------------|
| 施設入所支援 | 夜勤職員配置体制加算 |
| | 夜間看護体制加算 |
| | 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 |
| 共同生活援助 | 福祉専門職員配置加算 |
| | 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 |

イ 夜間支援等体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）について

現在、夜間支援等体制加算の届出を行っている事業所であって、自宅に戻って生活する利用者に対し、緊急時の対応や電話連絡等の支援ができる体制を整えている場合には、従前の加算を算定することが可能です。

3 グループホーム利用者が日中活動サービス事業所への通所を控えている場合の、日中支援体制加算の算定について（共同生活援助）

グループホーム利用者が、感染拡大防止の観点から就労継続支援等の日中活動サービス事業所への通所を控えている場合に、グループホームの職員が昼間に利用者に対し必要な支援を行った場合は、日中支援加算の算定が可能です。

他方、日中活動サービス事業所が、通所を控えているグループホーム利用者に対し、電話等によりできる限りの支援を行った場合には、日中活動サービスの報酬算定が可能となっております。

これらの報酬算定については「いずれか一方」のみの算定となりますので、対象となる場合には事業所間で協議のうえ算定して下さい。なお、報酬については支払い後、事業所間で案分等の方法により分配していただくことは可能です。

4 その他

(1) 本取扱いの対象者は、西宮市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村における支給決定者については、所管の担当部局にご確認下さい。

(2) 本取扱いは、従来のサービス提供時の要件及び手続きを変更するものではなく、あくまでも新型コロナウイルス感染症対応に伴う臨時的な取扱いであることにご留意下さい。

【参考（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）】

令和2年4月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」

以上